

◆PTA会則についての議題は、下記の2点となります。
資料をご確認いただき、Googleフォームにてご回答ください。
何卒宜しくお願いいたします。

・ **第3号議案 会費の減額**

PTAの単年度収支はコロナ禍以降、収入超過傾向であり、積み上がった超過額は年間の収入額を上回る額となっています。そこで、単年度の収支を均衡させるため、会費を次の通り変更したいと考えています。

変更前)2400円(月額200円)

変更後)2000円(年額)

・ **第4号議案 学級PTAの削除**

現在、各学級に、保護者による学級委員という役職は存在しません。しかし、特に困り事がない点と、今後復活する可能性もない事から条文を削除します。

松沢小学校PTA会則 改正(案)

【会則】第五章 役員・監査 第15条 総会 に則り、改正案をお知らせいたします。

- ・ 第四章 会計 第10条を変更する。
- ・ 第五章 役員・監査 第19条を変更する。

現行 松沢小学校PTA会則	改正後 松沢小学校PTA会則	備考 ※赤字:変更
第四章 会計 第10条 本会の会費は、一家庭年額2,400円(月額200円)とする。	第四章 会計 第10条 本会の会費は、一家庭年額2,000円とし、会費は年度単位で徴収されるものとする。	▶会費を年会費にして、減額する事に変更。
第五章 役員・監査 第19条 学級PTA 1. 学級PTAは本会の各学級の保護者と担任教員により構成され、PTA活動の基盤として積極的な話し合いにより、学級児童、学級会員の相互理解と親睦、および教育の促進をはかる。	第五章 役員・監査 第19条 削除	▶現在、学級委員という役職は存在しないので削除、条数抜け防止のため条数のみ表記を残す。